所得税非課税となる食事券サービスの透明性ガイドライン

一般社団法人食事補助推進協会

2026 年 11 月 2 日

食事券は、従業員の福利厚生の向上にあり、報酬と異なり、個人の業績に対する対価ではなく、全従業員に対する平等な給付であることから、社員食堂と機能的に同等の役割を果たすものである。

これは金銭による食事補助とは異なり、従業員の通常の勤務日における昼食等に対する補助を目的とするものでなくてはならない。

※用語の定義

- 食事券　：本ガイドラインにおける食事券は、所得税基本通達 36-38 の 2 の取り扱いを活用した食事補助の支給のために用いられる食事券
- 会員企業　：本協会に加盟する企業のうち、所得税基本通達 36-38 の 2 の取扱いを活用した電子食事券サービスを提供する企業
- 食事券サービス導入企業：上記会員企業が提供するサービスを活用し、所得税基本通達 36-38 の 2 に基づく食事補助を従業員（以下、「利用者」という）に対して提供する企業
- 飲食品提供事業者　：会員企業の食事券サービスによって決済が可能な事業者で、外食店や中食店のほか、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等小売店を含む。

本ガイドラインは、会員企業に対し、食事券サービス導入企業、食事券サービス導入企業の従業員（以下、「利用者」という）、飲食品提供事業者のいずれにおいても、①食事券サービスの不適切な利用を予防できる、②食事券サービス利用後に不適正な利用ではないことが確認できる仕組みの提供を促すものである。

1. 会員企業は、本ガイドラインを参考に、自社の食事券サービスの適正利用に向けた「不適正利用防止対策」を策定し、それを踏まえた自社、食事券サービス導入企業、利用者、飲食品提供事業者等に対するソリューション開発・提供を行うこととする。

2. ソリューションとしては、食事券サービス導入企業、利用者、飲食品提供事業者のいずれにおいても、
 ① 会員企業が提供するサービスを適切に利用することで不適正利用を予防できる
 ② 食事券サービス利用後に不適正利用ではないことが確認できる

 ものとする。

 なお、サービスの利用に係る記録を保存する場合、会員企業が自社のソリューションの機能を考慮して判断する。ただし、記録の提出・保管・閲覧においては、会員企業、食事券サービス導入企業、利用者、飲食品提供事業者のいずれにおいても、過度な負担（高額な費用の発生、管理業務の大幅な増加、長期にわたる物理空間及び情報空間の占有等）を相互に求めない。また、個人情報保護法に基づく適切な運用を図る。

3. 会員企業は、所得税基本通達 36-38 の 2 の取り扱いは、企業が従業員に支給する食事の課税関係を示したものであるから、利用者の勤務時間における昼食等への利用であるべきであり、下記のすべての要件を満たしたうえで、食事券サービスを提供するよう努める。

 (ア) 会員企業は、下記①～②を理解した企業にのみ食事券サービスを提供すること。
 ① 源泉徴収義務者は、所得税基本通達 36-38 の 2 の取り扱いに該当しない支給については、従業員の個人所得税の徴収を行う義務があること
 ② 所轄税務署の税務調査が実施される場合には、会員企業は食事券サービス導入企業・税務当局に対し可能な範囲での情報提供等支援を行うが、食事券サービス導入企業が税務当局の指摘を免れることを約束するものではないこと

 (イ) 会員企業が提供する食事券は、下記①～③の事項を遵守する利用者のみが利用可能とすること。

① アルコール類・たばこを含む、飲食料品以外の利用禁止
② 食事券の他人への譲渡禁止
③ 勤務時間中及び昼休み等の休憩時間以外の時間で摂ることを目的とした飲食品への利用禁止

(ウ) 会員企業は、提供する食事券が、下記①～②のいずれかの条件を満たす飲食品提供事業場（外食店・中食店等（弁当・惣菜専門店、デリバリー店を含む）および小売店（コンビニ・スーパーマーケット等））でのみ利用可能とすること。
① 飲食料品のみを提供する飲食品提供事業場（外食店・中食店等）
② ①に加えて、飲食料品以外の販売を行ない得る飲食品提供事業場（小売店（コンビニ・スーパーマーケット等））で利用可能な食事券の場合は、食事券の利用前後いずれかにおいて飲食料品の購入であることが確認可能であること

(エ) 会員企業が提供する電子食事券サービスは、下記の①～②の制限を有するものであること。
① 一度の食事において、一般的な昼食等としての相当額の範囲を逸脱しないよう制限を有すること
（制限例）
・ 食事券を用いた一日の食事代金の上限を設ける
・ 未使用の食事券の有効期限を設ける
② 食事券は、食事と交換されるものであるから、次のような制限を有すること
（制限例）
・ 換金できないこととする
・ 実際に要した食事代金が、食事券の額面に満たない場合であっても、釣り銭を受け取れないものとする

(オ) 会員企業は、協会が提供する（ア）～（エ）が適切に履行されるための教育コンテンツを活用する等の方法により、食事券サービス導入企業、利用者、飲食品提供事業者に対し、所得税基本通達 36-38 の 2 に基づく所得税非課税の取り扱いの理解を促す努力をすること。

4. 飲食品以外の提供を行い得る飲食品提供事業場（コンビニ・スーパーマーケット等）で利用可能なサービスを提供する会員企業は、以下を参考にし「不適正利用防止対策」のソリューションを提供するよう努める。

(ア) レシートを用いた適正利用管理
会員企業は、食事券サービス導入企業及び利用者に対し、飲食品提供事業者から受領したレシートを用いた適正利用管理のためのソリューション（例：レシート保管サーバーの提供、光学的文字認識技術・人工知能技術等を用いた適正利用診断ツール、等）を提供すること。

(イ) 不適正品目の決済防止
会員企業は、決済時に飲食品提供事業者の商品コードと連携する等により、不適正品目の決済を中断させるシステムを整備すること。

(ウ) 飲食品提供事業場との協力関係
飲食品提供事業者との契約等により、利用者の正しい食事券利用を確保するための実効的な体制を整備すること。

(エ) 導入企業の社内監査体制の整備
会員企業は食事券サービス導入企業に対し、実効性のある社内監査を行う規程を整備させること。その際、必要であれば、会員企業は食事券サービス導入企業に対し、食事券サービス利用に係る社内規則のひな型を提供すること。

なお、上記にかかわらず、より優れた対策があれば可能な限り会員間で共有し、業界の健全な発展に貢献することを推奨する。

補則：

「不適正利用」とは、所得税基本通達 36-38 の 2 の主旨から逸脱する利用である。代表例として▽食事券サービス利用者本人以外の利用、▽アルコール購入を含む勤務時間中の食事以外の利用、▽アルコール類・たばこを含む飲食品以外への利用、▽社会通念上の勤務時間中の昼食代を超える額の利用。